

相談する前には、各問い合わせ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目	日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
暮らしの なんでも行政相談	12月11日(木) 9:00～正午	市役所2階 会議室7、8	当日会場で申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員3人程度
行政書士相談 (要予約)	12月13日(金)、1月10日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話かホームページから申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員5人
年金相談 (要予約)	12月5日(木)、19日(木)、 1月9日(木) 10:00～15:00	福祉センター	☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503
自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
司法書士相談 (要予約)	12月26日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
人権相談	12月5日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	当日会場で申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
宇土 ふれあい 福祉 相談所	ふれあい 福祉相談	毎週水曜 13:00～16:00	宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	
	法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	
	不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111(内線433)
家庭・ 子ども	こころの健康相談 (要予約)	12月12日(木) 14:00～16:00	宇城保健所 相談室 ☎(32)1207
家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 8:30～17:15	子育て支援課 こども家庭センター	☎子育て支援課 こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
子ども	ヤングテレフォン	月曜、水曜 13:00～17:00	電話かメールによる相談 ☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ランチ本町(うと地域総合ケアセンター内) ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ランチ西部(介護老人保健施設景雅苑内) ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
就労	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 9:00～17:00	市役所別館2階 ☎地域職業相談室 ☎(26)1003
	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 10:00～17:00	宇城地域振興局1階 (松橋町久具400-1) ☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

がん患者QOL向上事業 補助金を開始しました

11月から、がん治療に伴う外見の変化を補完するウィッグなどへの補助金、若年がん患者が利用する在宅介護サービスなどへの補助金を開始しました。

☎健康づくり課 健康推進係 ☎(27)3324

01 ウィッグ、乳房補正具などへの補助

- ▶対象者：(①～③すべてに該当する人)
- ①宇土市内に住所がある人
 - ②がんと診断され、がん治療を受けた人または現に受けている人
 - ③他の法令などに基づく同種の助成などを受けていない人

▶補助対象となる用具：令和6年4月1日以降にがん治療に起因して購入した下記の用具

区分	対象となる用具
ウィッグなど	ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子など
乳房補正具	補正パッド、補正下着、専用入浴着、人工乳房(エピテラーゼ)など

▶申請方法：補助を受けるには申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



02 若年がん患者への在宅介護サービスなどへの補助

- ▶対象者：(①～④すべてに該当する人)
- ①宇土市内に住所がある人
 - ②医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより、がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者
 - ③対象サービス利用時に18歳以上40歳未満の人(18歳または19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている人を除く)。
 - ④他の法令などに基づく同種の助成などを受けていない人

▶補助対象となるサービス：利用承認において、利用開始日と定められた日以降に利用する下記のサービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具貸与(車いす、歩行器・電動ベッドなど)
- ④福祉用具購入(腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など)

▶申請方法：補助を受けるには、事前の申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



消費者トラブル注意報

海産物の電話勧誘トラブルに注意

☎市消費生活センター ☎(23)3251
消費者ホットライン ☎188

事例1

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。(90歳代)

事例2

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんなものか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。(60歳代)

ひとこと助言

電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください(消費者ホットライン188)。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。